

電機連合加盟組合員の皆様へ

助け合い、思いやり、あなたに寄り添う電機共済

電機連合



ファミリーサポート共済

〈遺族生活保障〉

[こくみん共済 coop(全労済) 団体定期生命共済 共済年金払特則]

もしもの時の
“家族の生活費”を
バックアップ!

● 死亡・重度障がい時に年金方式
(分割)でお支払いします。
● 年齢・性別にかかわらず
お手頃な一律の掛金です。

2018年度
割り戻し率
約27%

注)「割り戻し率」は過去の実績を表した
ものであり、将来の「割り戻し率」は
確定していません。

組合での新規加入 申込書受付期間	福祉共済センター 申込書提出締切日	第一回掛金引落日	契約発効日
2020年 1月～2月	3月12日(木)	2020年 5月28日(木)	2020年 6月1日
2020年 4月	5月12日(火)	2020年 7月28日(火)	2020年 8月1日
2020年 5月	6月12日(金)	2020年 8月28日(金)	2020年 9月1日
2020年 7月	8月 7日(金)	2020年10月28日(水)	2020年11月1日
2020年 8月～9月	10月12日(月)	2020年12月28日(月)	2021年 1月1日
2020年11月	12月11日(金)	2021年 3月 1日(月)	2021年 3月1日

上記はファミリーサポート共済の日程です。制度により日程が異なりますので留意下さい。
※所属組合の申込書提出締切日をご確認ください。



スマートフォンでも
ファミリーサポート共済の
説明動画が見られます。
(詳しくは裏表紙をご覧ください。)

電機連合
福祉共済センター

☎0120-11-7272 (ファミリーサポート専用フリーダイヤル) ☎03-3769-0265

☎03-3452-2825 (ファミリーサポート専用) 🌐<https://kyosai.jeiu.or.jp/>

●〒108-8326 東京都港区三田1-10-3 電機連合会館内
業務時間:9時00分～17時30分(土日・祝日、年末年始を除きます)



組合員のためのたすけあい制度、「ファミリーサポート共済」

遺されたご家族を **経済的に** **精神的に** サポートします！



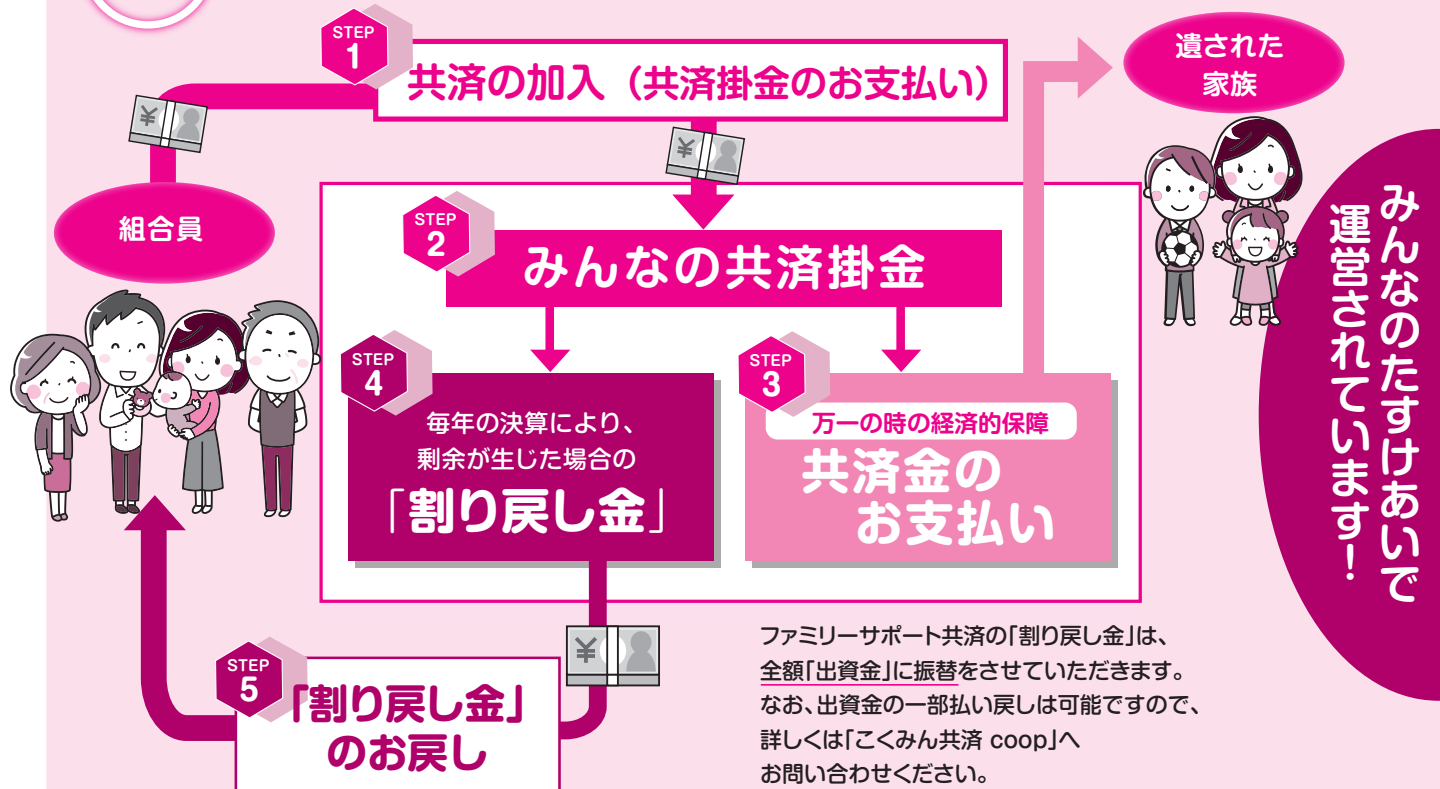
「ファミリーサポート共済」の特長！

特長 1	年金方式（分割）でのお支払い！	ご加入者の死亡・重度障がい時に年金方式（分割）でお支払いします。計画的に、ご家族の日常生活費をサポートします。
特長 2	お手頃な掛金！	年齢、性別にかかわらず、お手頃な一律の掛金となっています。
特長 3	満65歳まで継続可能！	継続加入は組合員、配偶者とも満65歳の5月末日までです。長期にわたりサポートを受けることができます。
特長 4	精神的サポートサービスもご用意！	「ほっとあんしんコール」を設置し、経済的だけではなく、精神的にも長期にわたりサポートいたします。電話相談サービス内容は、医師・看護師による健康相談、育児相談など支援内容は豊富です。

営利を目的としないからできる！

たすけあいのしくみ

事業年度ごとに「こくみん共済 coop」が定める基準にもとづき、電機連合全体で収支計算を行います。剰余が生じた場合は「割り戻し金」としてお戻しします。電機連合に集う仲間同士でのたすけあいのしくみです。



2014年度 割り戻し率 ▶ 約42%

2015年度 割り戻し率 ▶ 約30%

2016年度 割り戻し率 ▶ 約24%

2017年度 割り戻し率 ▶ 約24%

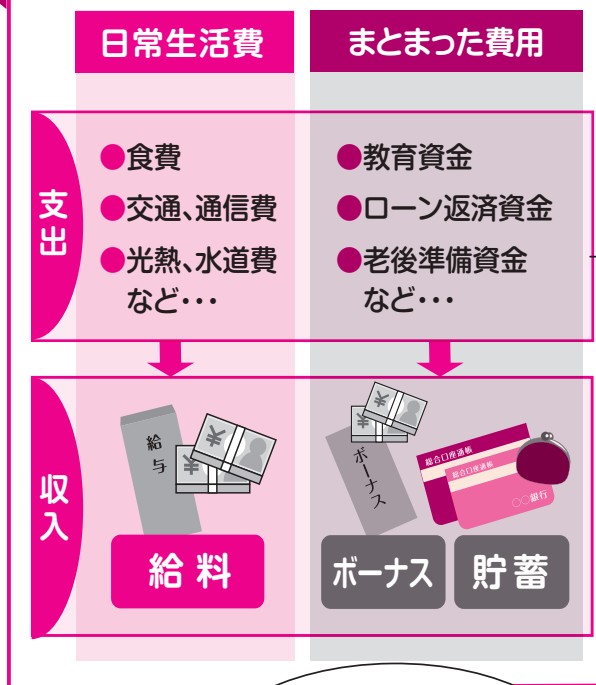
2018年度 割り戻し率 ▶ 約27%

※「割り戻し率」は過去の実績を表したものであり、将来の「割り戻し率」は確定していません。

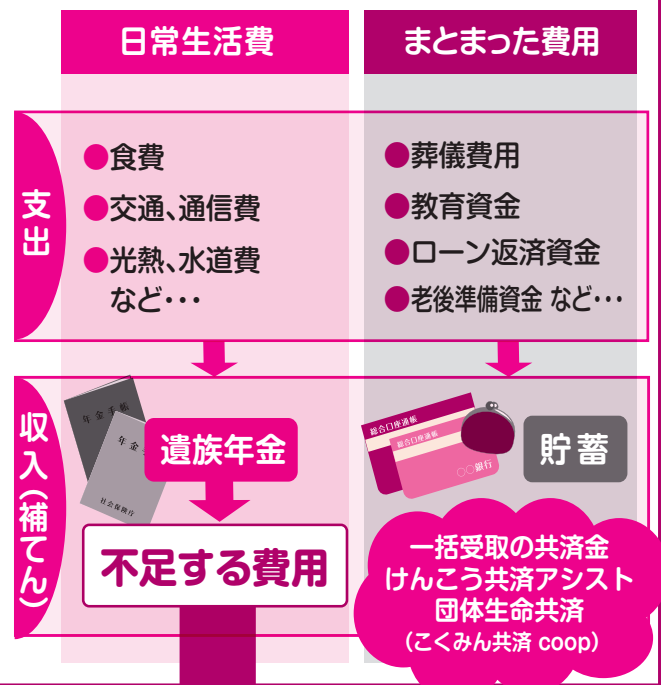
遺族保障について考えてみましょう!

保障の役割は、万一の際も現在の生活を維持・継続していくための備えです。

現在の収入と支出イメージ



万一の際の収入と支出イメージ



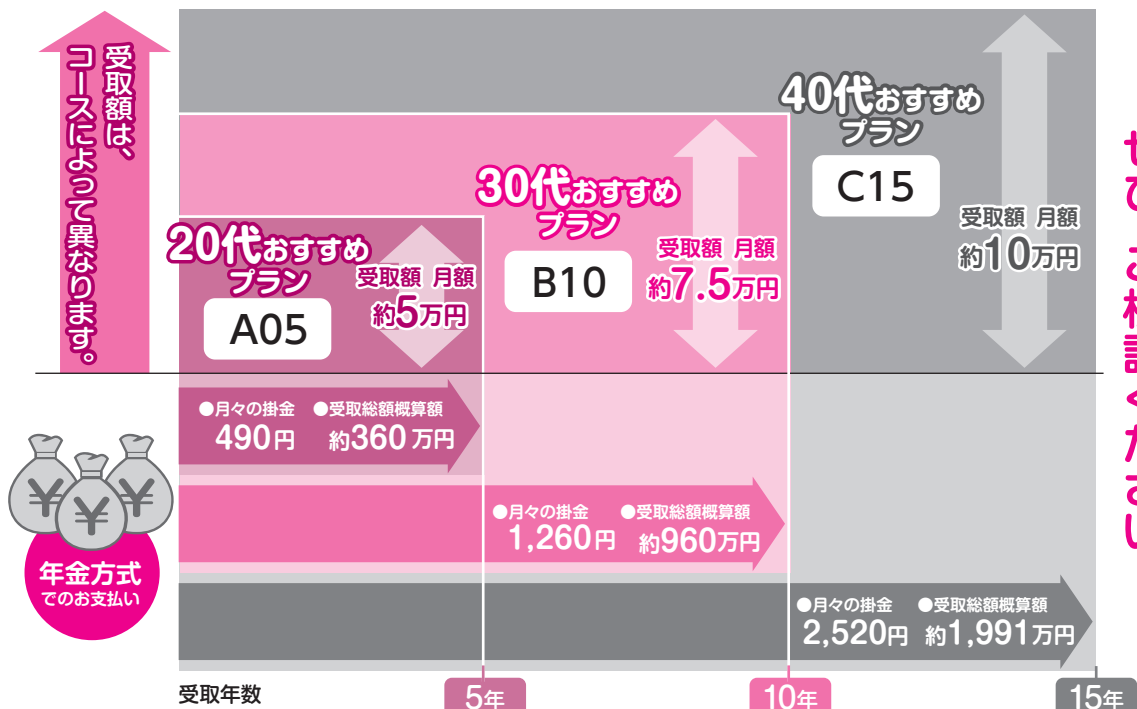
一括受取である
けんこう共済アシスト・団体生命共済と
組み合わせて家族の生活を守る
ことができます。
若年層やシングルの方も
重度障がいで働けなくなった
場合に備えましょう。



年金方式(分割)で受け取れる ファミリーサポート共済

～イメージと年代別おすすめプラン～

目的
遺された家族へ、日常の必要生活費の補てん



ぜひ、ご検討ください。

左記のプラン以外にも加入いただけます。(6頁参照)

たとえば、万一の場合の“日常の生活費”

公的遺族年金だけでは月々 **約10万円** が不足します。

〈例〉組合員(男性)・配偶者(女性)

子ども2人(小学生)・年収500万円

*企業内保障がある場合は、差し引いて下さい

$$\textcircled{1} 250,000\text{円} - \textcircled{2} 142,000\text{円} \div \textbf{100,000円}$$

(日常生活費の目安)

(公的遺族年金額)

(配偶者が就労できない期間に発生する不足額)

① 日常の生活費の目安

遺されたご家族の日常の生活費の目安

現在の世帯収入(手取り)	×60%=	遺された家族の日常生活費	
		年額	月額
300万円～400万円		単身世帯 240万円	20万円
500万円		2人以上世帯 300万円	25万円
600万円		300万円	25万円
700万円		360万円	30万円
800万円		420万円	35万円
		480万円	40万円

総務省「家計調査」(平成25年度)、を参考としています。

② 受け取れる公的遺族年金額

受け取れる公的遺族年金額

月額 約 **142,000円**

⑦ 遺族基礎年金参照
1,200,000円

(月額:約100,000円)

⑧ 遺族厚生年金参照
510,000円

(月額:約42,500円)

上記金額は概算額です。

上記のとおり、月々に必要な「①日常の生活費」から「②公的遺族年金」の額を引いた金額が、ご家族の日常の生活費の不足額の目安となります。また、配偶者の勤労収入も考慮に入れましょう。

⑦ 遺族基礎年金の額(概算)

	遺族	遺族基礎年金(年額)	(月額)
ケース1	配偶者+子1人	100万円・遺族基礎年金80万円+子の加算20万円	8.3万円
ケース2	配偶者+子2人	120万円・ケース1+2人目の子の加算20万円	10万円
ケース3	配偶者+子3人	130万円・ケース2+3人目の子の加算10万円	10.8万円



⑧ 遺族厚生年金の額(概算)

年 収	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
遺族厚生年金額	30万円	41万円	51万円	61万円	72万円	82万円
	2.5万円	3.4万円	4.2万円	5.1万円	6.0万円	6.8万円

※年収は「現在までの平均年収(ただし800万円程度が上限)」を目安として用います。なお、20歳代～30歳代前半の方は、現在の年収を用います。

※加入月数は最低保障月数の300月(25年)で試算しています。厚生年金の加入年数が25年を超えときは実際の加入年数で計算してください[55円×年収(万円)×加入年数×3/4]。

※在職中の死亡の場合、子がいない40歳以上の妻、あるいは子がいる妻でも、その子が18歳到達年度の年度末時点で40歳以上である場合は、「中高齢寡婦加算」として厚生年金から年額60万円(月額5万円)が支給されます。

不足する日常の生活費を算出してみましょう！

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
日常の生活費	公的保障	不足する日常の生活費	不足する期間
年額 ① 万円 月額 ① 万円 支出	年額 ② 万円 月額 ② 万円 収入	年額 ①-② 万円 月額 ①-② 万円	未子独立年齢 歳 - 未子年齢 歳 = 日常の生活費を補う期間 年間

【死亡による給付事例】

40歳代男性 くも膜下出血により搬送され、2日後に病院にて死去。
遺族に月額約10万円を10年にわたりお支払しています。(C10コースに加入)

万一の場合、働けなくなった時(重度障がい等)の備え

身近で起こるちょっとした事故や病気でも重度障がいが残ってしまうことがあります。万一重度障がいになってしまった場合、仕事や生活に支障が生じるだけでなく、治療費などの負担が加わります。さらに就労ができなくなったことを考えると介護をするご家族に多大な負担をかけることになります。公的年金(障害年金)+企業内保障では補えない部分(日常生活費の不足分)もあり、備えが必要となります。

POINT 1 重度障がいでも働けなくなった時の生活費をサポート

組合員に万一のことがあった場合に、公的年金(障害年金)だけでは補えない、ご自身の日常の生活費をサポート。

ご自身の
日常的な
生活費

不足生活費

公的年金(障害年金)

電機連合ファミリーサポート共済に加入

ご自身の
日常的な
生活費

《《ご自身の生活をサポート》》

公的年金(障害年金)

重度障がいでの給付事例

お支払の対象	年 代
男性(本人)	50歳代
お支払事例(給付内容)	
脳出血による羅患。寝返り等、ベット上の移動はできるものの、1人での歩行や他人との会話ができず、介護を随時要する状況。月額約10万円を15年間にわたりお支払いしています。(C15コース加入)	



POINT 2 公的保障(障害年金)はどれくらいもらえるのか

重度障がいとなった場合に受け取れる障害年金の額はどれくらいでしょうか。下記は障害基礎年金と障害厚生年金の概算額となりますのでご参考にしてください。

①障害基礎年金の額(概算)

	家族構成	障害基礎年金(年額)	(月額)
ケース1	本人のみ、または 本人と配偶者のみ	1級: 100万円(2級の1.25倍)	8.3万円
		2級: 80万円	6.6万円
ケース2	本人+子1人	1級: 120万円	10万円
		2級: 100万円	8.3万円
ケース3	本人+子2人	1級: 140万円	11.6万円
		2級: 120万円	10万円
ケース4	本人+子3人	1級: 150万円	12.5万円
		2級: 130万円	10.8万円

②障害厚生年金の額(概算)

年 収	300万円	400万円	500万円	600万円
障害等級 1級	年 51万円	年 68万円	年 85万円	年 103万円
	月 4.2万円	月 5.7万円	月 7.1万円	月 8.5万円
障害等級 2級・3級	年 41万円	年 55万円	年 68万円	年 82万円
	月 3.4万円	月 4.5万円	月 5.7万円	月 6.8万円

1級・2級で配偶者がいる場合は年20万円を加算します。

※年収は「現在までの平均年収」を目安として用います。なお、20歳代~30歳代前半の方は、現在の年収を用います。

※加入月数は最低保障月数の300月(25年)で試算しています。厚生年金の加入年数が25年を超えるときは、実際の加入年数で計算してください。

※障害等級1級の年金額は、2級の額の1.25倍となります。

制度内容について

保障内容

ご加入者が死亡・重度障がいになられた場合に共済金をお支払いします。なお、共済金をご加入いただいているコース内容(年金受取額・受取期間)でお支払いします。

新規加入できる方

- ①加入日(発効日) 現在満15歳以上で満60歳未満の組合員および、その配偶者
- ②申込日(告知日) 時点で「健康告知の質問表(8頁)」に該当しない方 **医師の診断は必要ありません。**
 - ・「配偶者コース」のご加入は、「組合員コース」のご加入が必要です。

継続加入と契約満了

組合員、配偶者とも満65歳の5月末日満期までご利用が可能です。

- ・満60歳時の6月更新にて「年金受取期間」は、「5年」に移行します。(自動移行)

掛金(月々のお引き落とし)と保障開始

第1回(初回)掛金引き落とし日の翌月1日の午前零時から保障開始となります。(7頁の掛金の引き落としを参照ください)
掛金は「一般生命保険料控除」の対象となります。
年齢・性別による掛金の違いはありません。

- ・積立型の貯蓄制度ではありません。
- ・脱退時の解約返戻金はありません。

契約期間

契約発効日より2021年5月末日満期です。以降、6月1日更新で翌年の5月末日満期の1年更新です。契約内容に変更がなければ同一内容で自動継続となります。

加入コースについて

「組合員コース」は、「Aコース」・「Bコース」・「Cコース」の3つのコースの中から、「加入コース」を1コースのみ選択して、ご利用いただけます。
「配偶者コース」は「Jコース」・「Kコース」の2コースの中から、1コースを選択してご利用いただけます。
夫婦で組合員の場合2人とも「組合員コース」に加入した際、「配偶者コース」に加入はできません。

退職後

退職時は、退職月の末日をもって脱退となります。こくみん共済coop 汎用帳票の解約届をご提出いただき、脱退(解約)手続きください。
ただし、組合員が所属する組合が認めれば継続加入ができます。継続加入ができない場合は こくみん共済coop の個人制度(新離退職者団体生命共済等)へ、一定の要件を満たせば移行することが可能です。詳細はご所属の組合を担当する こくみん共済coop へお問い合わせください。

共済金の請求

契約者本人が死亡した場合は、ご指定いただいた「受取人」へ、配偶者が死亡した場合は契約者本人へ共済金を年金方式(分割)でお支払いします。共済事由が発生した場合は、必要書類をそろえた上で、所属の労働組合を通じて請求手続きをお願いします。なお、契約引受団体が必要と認めたときには、医療機関等へ医療照会を行う場合があります。

- ・受取回数は年1・2・4・6回から選択できます。

改定

New

配偶者の範囲の拡大

同性間パートナーを配偶者の定義に含めます。これにより、配偶者コースへの加入ができることや、死亡共済金受取人*における配偶者に同性間パートナーが含まれることになりました。

*同性間パートナーを死亡共済金受取人に指定する場合、申込印に実印での押印およびご契約者の印鑑証明書をご提出いただけます。

新規加入申込日程

組合によって募集時期が異なることがありますので、所属の労働組合にご確認ください。

組合での新規加入 申込書受付期間	福祉共済センター 申込書提出締切日	第一回 掛金引落日	契約発効日	告知日	共済契約証書 の送付
2020年1月～2月	3月12日(木)	2020年 5月28日(木)	2020年 6月1日	申込日時点での健康状態により加入判断を行います。申込書の提出にあたっては必ず申込日(告知日)をご記入ください。)	2020年6月下旬
2020年4月	5月12日(火)	2020年 7月28日(火)	2020年 8月1日		2020年8月下旬
2020年5月	6月12日(金)	2020年 8月28日(金)	2020年 9月1日		2020年9月下旬
2020年7月	8月 7日(金)	2020年10月28日(水)	2020年11月1日		2020年11月下旬
2020年8月～9月	10月12日(月)	2020年12月28日(月)	2021年 1月1日		2021年1月下旬
2020年11月	12月11日(金)	2021年 3月 1日(月)	2021年 3月1日		2021年3月下旬

①ご契約の満期日は、発効日に関わらず 2021年5月31日が統一満期日となります。

②6月1日契約発効日以外の契約発効日につきましては、ご契約期間が短期契約(2021年5月31日満期)となります。

③継続申込書の提出締切日は3月12日(木)となります。(変更がある場合のみご提出ください。)

加入コースと掛金

※受取総額概算額(単位:約 万円)／受取回数 年6回を選択した場合

組合員コース名	加入コース	受取総額概算額	受取期間	月々の掛金
Aコース 月額約5万円	A05	360万円	5年	490円
	A10	693万円	10年	910円
	A15	995万円	15年	1,260円
	A20	1,432万円	20年	1,750円
Bコース 月額約7.5万円	B05	514万円	5年	700円
	B10	960万円	10年	1,260円
	B15	1,437万円	15年	1,820円
	B20	1,948万円	20年	2,380円
Cコース 月額約10万円	C05	668万円	5年	910円
	C10	1,333万円	10年	1,750円
	C15	1,991万円	15年	2,520円

※受取総額概算額(単位:約 万円)／受取回数 年6回を選択した場合

配偶者コース名	加入コース	受取総額概算額	受取期間	月々の掛金
Jコース 月額約5万円	J05	360万円	5年	490円
Kコース 月額約7.5万円	K05	514万円	5年	700円

- このパンフレットに記載している受取総額概算額は2019年11月1日現在の基礎率(予定利率等)で計算したものです。
- 「受取総額概算額」は、年金原資(死亡・重度障がい共済金)が充当される年金開始日の基礎率(予定利率等)で計算しますので、将来の基礎率(予定利率等)の変更により変動(増減)することがあります。
- 積立型の貯蓄制度ではありません。脱退時の解約返戻金はありません。
- 新規加入および、継続加入時の「加入コース」の変更をする場合は「健康告知の質問表」へのご回答が必要です。(8頁をご覧ください)
なお、「受取総額概算額」を減額する「加入コース」の変更をする場合は「健康告知の質問表」へのご回答は不要です。

●「満60歳6月更新」時における「組合員コース」の「受取期間」の変更について

組合員コース名	加入コース	満60歳6月更新後の加入コース
Aコース	A05、A10、A15、A20	➡ A05
Bコース	B05、B10、B15、B20	➡ B05
Cコース	C05、C10、C15	➡ C05

「受取期間」
5年へ自動移行
※お手続きは不要です。

- 「配偶者コース」は、変更はありません。
- 60歳以上の方はコース変更はできません(例: A05 → B05 ×)

ご加入手続き

ご加入手続き等について

●「質問表」の健康状態

8頁の「質問表」の健康状態についての質問事項にいずれも該当しない「組合員とその配偶者」がご加入できます。申込日（告知日）時点での健康状態により加入判断を行いますので申込書の提出時に必ず申込日（告知日）をご記入ください。

●共済金「受取人」の指定

新規加入時に、「組合員本人（組合員コース）」は、共済金「受取人」の指定が必要です。

- ・「配偶者（配偶者コース）」の共済金受取人は、「契約者本人（組合員）」が受取人となります。ご指定いただく「受取人」の範囲については、10頁の「共済金の年金払いについて」をご覧ください。「内縁の配偶者」、「その他親族」または、「同性間パートナー」を指定する場合、申込印に実印での押印およびご契約者の印鑑証明書をご提出いただけます。ご指定後の「受取人」の変更については随時可能です。

●掛金の引き落とし

掛金は「第1回（初回）掛金引き落とし」より、ご指定の金融機関口座から毎月28日に自動引き落としされます。28日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替となります。残高不足等で引き落としできなかった場合、翌月に2ヵ月分まとめて引き落とします。なお、預金通帳等の摘要欄には「ゼンロウサイ」と印字されますのでご注意ください。

- ・新規契約の場合：翌月に2ヵ月分の引き落としができない場合は、お申込みがなかったものとします。（契約不成立）
- ・新規契約以外の場合：翌月に引き落としができない場合は、翌々月に3ヵ月分をまとめて引き落とします。さらに翌々月に引き落としができない場合は、翌々々月に4ヵ月分をまとめて引き落とします。
- ・引き落としができない場合は、その都度ご案内します。4ヵ月引き落としできない場合は脱退（解約）となります。

- ・既にこくみん共済 coop のその他の共済に加入している方で、それぞれの共済の掛金を同一口座で振り替えされている方は、掛金を合算しての自動振替となります。したがって残高不足の時はすべての共済が振替不能になりますのでご注意ください。

●脱退（解約）

脱退（解約）については、6月契約更新時のみとなります。所属する組合が認めれば、非組合員となった場合や、退職した場合も継続ができます。在職中の組合員の方が、共済期間中（5月末日以外）においての中途解約はできません。

●住所・指定口座等の変更

随時変更が可能です。組合に所定の用紙がありますので、組合まで申請してください。6月更新時に変更がある際は継続申込書に修正のうえ組合へご提出ください。

●本人死亡時の「配偶者契約（配偶者コース）」の扱い

「組合員コース」にご加入の契約者本人の死亡・重度障がい時、配偶者契約（配偶者コース）につきましては、契約者本人の死亡日（もしくは、重度障がい固定日）の属する月の末日でご契約が満了となります。配偶者契約（配偶者コース）のみのご利用はできません。

●出資金の取り扱い

初めてこくみん共済 coop の共済を利用される場合はこくみん共済 coop の組合員となっただけで最低100円の出資が必要となります。新規加入時の初回掛金引き落とし時のみ、100円を上乗せして引き落としをします。なお、既にこくみん共済 coop の共済をご利用の方は不要となりますので申込書上の出資金100円を二重線で訂正ください。

9月・1月のコース変更手続き

「質問表」の健康状態

8頁の「質問表」の健康状態についての質問事項にいずれも該当しない「組合員とその配偶者」が加入コースを変更することができます。

申し込み手続き

パンフレット最終頁の「新規加入（コース変更）申込書兼口座振替申込書」をご利用いただき、必要事項をご記入・押印のうえ福祉共済センターまでご提出ください。なお、コース変更する際には預金口座振替依頼書のご記入は不要です。

※パンフレット最終頁の「新規加入（コース変更）申込書兼口座振替申込書」を利用しての、コース変更手続きは9月、1月のコース変更のみとなります。6月1日のコース変更手続きは毎年2月上旬にご自宅に送付する手続き書類にて手続きください。

9月、1月のコース変更は「受取総額概算額」を減額するコース変更はできません。変更可能なコースは下記をご参照ください。

現在の加入コース	変更可能なコース
A05	すべてのコースに変更できます。
A10、C05	A15、A20、B10、B15、B20、C05、C10、C15
A15、B10	A20、B10、B15、B20、C10、C15
A20、C10	B15、B20、C10、C15
B05	A10、A15、A20、B10、B15、B20、C05、C10、C15
B15	B20、C15
B20	C15
C15、K05	—
J05	K05

※各コースの詳しい保障内容・掛金は6頁の「加入コースと掛金」をご確認ください。

※6月1日時点（契約更新時点）で満60歳以上の方はコースの変更ができません。

コース変更申込日程

組合での加入 申込書受付期間	福祉共済センター 申込書提出締切日	第一回 掛金引落日	契約発効日 (コース変更日)	告 知 日	共済契約証書 の送付
2020年5月	6月12日(金)	2020年 8月28日(金)	2020年 9月1日	申込日時点での健康状態により加入判断を行います。申込書の提出にあたっては必ず申込日をご記入ください。(※2021年1月1日コース変更の申し込みは2020年7月1日以降の申込日(告知日)をご記入ください。)	2020年9月下旬
2020年8月～9月	10月12日(月)	2020年12月28日(月)	2021年 1月1日		2021年1月下旬

※6月1日のコース変更は毎年2月上旬にご自宅へ手続き書類を送付します。送付しました手続き書類で手続きください。
申込書の提出締切日は6月1日新規加入申込書の提出締切日と同日となります。

ファミリーサポート共済 健康告知の質問表

【ご加入いただける方】 組合員および配偶者で申込日(告知日)時点で下記の質問表に該当しない健康な方

下記の質問事項は、ファミリーサポート共済を申し込んでいただくうえで、重要な事項です。よくお読みのうえ、ありのまま正確にご回答ください。また、被共済者の同意を得た上で質問表の内容に回答してください。もし、事実を回答せず、また事実でないことを回答したときは、契約は解除され、共済金等をお支払いできないことがあります。

新規加入される方(被共済者)は以下のいずれかに該当しますか。該当する方のみ「質問表の回答」欄の「該当する」に○印をつけてください。○印がない場合は「該当しない」と回答したものとさせていただきます。

健康状態の質問事項

質問 1

チェック欄

現在、病気^{※1}やけがのため、入院・安静加療^{※2}をしている、または、入院・安静加療^{※2}・手術^{※3}を要すると診断されている。

※1「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含みます。
※2「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。
※3「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。これらの手術には共済金のお支払対象とならないものも含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。

あり

なし

質問 2

チェック欄

過去1年以内に、下記の疾病により、医師の治療^{※4}を受けたこと、または、医師の治療^{※4}を要すると診断されたことがある。ただし、現在、その疾病が完治している^{※5}場合は該当しません。

※4「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。
※5「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。

「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

新生物	●がん ●腫瘍 ●肉腫 ●筋腫 ●白血病 など	呼吸器の疾患	●肺炎 ●肺結核 ●肺気腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 など
糖尿病		精神障がい	●うつ病 ●アルコール依存症 ●統合失調症 など
心疾患	●心臓病 など(高血圧症を含む)	神経の疾患	●髄膜炎 ●脳性麻痺 ●パーキンソン病 ●筋ジストロフィー など
脳血管疾患	●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳梗塞 ●脳血栓症 など	血管および血液の疾患	●動脈硬化症 ●動脈瘤 ●血栓症 ●血友病 など
胃、腸の疾患	●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●腸閉塞 ●潰瘍性大腸炎 ●腹膜炎 など	眼の疾患	●白内障 ●緑内障 ●網膜剥離 ●網膜色素変性 など
肝臓、すい臓の疾患	●肝炎 ●肝硬変 ●肝機能障害 ●膵炎 など	脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患	●強直性脊椎炎 ●後縦靭帯骨化症 ●骨髄炎 ●骨パジェット病 ●関節リウマチ ●膠原病 ●ベーチェット病 ●免疫不全症候群 など
腎臓の疾患	●腎炎 ●腎不全 ●ネフローゼ など		

あり

なし

質問 3

チェック欄

過去1年以内に、病気^{※1}やけが(手足の骨折を除きます。)のため、連続して14日以上入院・安静加療をしたこと^{※6}、または、手術^{※3}を受けたことがある。

※1※3は質問1を参照してください。
※6「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

あり

なし

ご加入できます

申し訳ございませんがご加入はできません。

「精神的サポートサービス」(共済金請求時以降共済金「受取人」と、そのご家族がご利用いただけます)

ほっと

健康・介護等相談ダイヤル

あんしんコール

通話料・相談料
無料

各電話相談サービスのお電話番号については「共済金」ご請求時に、「受取人」とそのご家族へ、こくみん共済 coop からご案内をさせていただきます。

サービス概要

健康・介護相談は、24時間・365日いつでも受け付けています。

★年金相談：週3回(火・水・木の3日間) ★税務・法律相談：週1回(水)となっています。

プライバシーは厳守します。通話料・相談料ともに無料です。

電話相談サービス

♥ 医師・看護師による健康相談【24時間365日】

- ①病気や症状に関するご相談
- ②生活習慣病の予防など健康増進に関するご相談
- ③応急手当、ホームケアの方法に関するご相談
- ④診療科目の選択や医師への相談のしかたに関するご相談



医師による相談は精神科・心療内科を除きます。また混み合った場合は、相談受付時間を指定(予約制)させていただくことがございます。

♥ 医師・看護師による育児相談【24時間365日】

子どもの発育や育児などに関するご相談

♥ ケアマネージャー・看護師による介護相談【24時間365日】

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するご相談

♥ 社会保険労務士による年金相談

【週3回(火・水・木) 10時～17時／当日予約制／休日・祝日年末年始除く】
年金に関する一般的なご相談(個別の年金額の算定や受給資格の判断は除きます)

♥ 税理士による税務相談【週1回(水) 10時～17時／当日予約制／休日・祝日年末年始除く】

相続・贈与や確定申告など税務に関する一般的なご相談

♥ 弁護士による法律相談【週1回(水) 10時～17時／当日予約制／休日・祝日年末年始除く】

相続・遺言や土地・建物など法律に関する一般的なご相談

[ご案内] 上記年金相談・税務相談・法律相談の予約は、各相談日の午前10時より先着順にて承ります。予約がいっぱいとなり、ご相談いただけない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

電話情報提供サービス

♥ 全国の医療機関情報【24時間365日】

ご希望地域の病院や診療所をお調べする情報提供(医療機関の直接紹介や医療診断は行いません)

♥ 介護施設情報【24時間365日】

ご希望地域の介護事業所などをお調べする情報提供(介護施設の直接紹介は行いません)

♥ 在宅介護情報【平日9時～17時(土曜・日曜・祝日年末年始除く)】

こくみん共済 coop と連携している各種の介護サービス提供事業者・福祉系ボランティア団体に関する情報提供
※地域により各市区町村の介護相談窓口をご案内します。



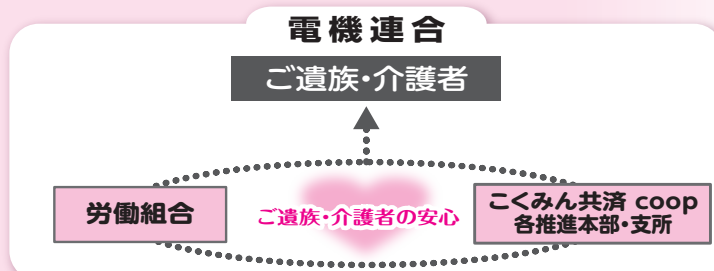
経済的サポートと精神的サポートの両面で 長期にわたり支援いたします。

精神的
サポート

万一の場合に伴う諸手続きや税金、これからの生活にかかるお金のこと、健康・介護から相談まで、充実のメニューでご家族の自立を支援します。

電機連合とこくみん共済 coop のスクラムであなたを支えます

- ①当面の不安・悩み
 - ・公的な諸手続き
 - ・税金
 - ・年金受給
 - ・住居
- ②将来への不安・悩み
 - ・今後の収支状況予想
 - ・健康
 - ・介護
 - ・子育て、進学



相談窓口(ガイダンス)の充実

ご家族のご要望に応じて、こくみん共済 coop 各推進本部の担当者が、諸手続きの説明や直面する当面のご相談に応じることにより、将来に対する不安や悩みを解消します。

- ファミリーサポート共済は、電機連合が **こくみん共済 coop** の「**団体定期生命共済 共済年金払特則**」を利用した共済制度です。
- 電機連合は、労働者全体の自主福祉活動を担う、**こくみん共済 coop** 運動を進める立場から、協力・連携を強め相互扶助の精神に基づく自発的な福利厚生活動として取り組みを行います。

ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」）ならびにこれらにかかる条項を除きます。・細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済 coop（以下「当会」といいます。）までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。

商品名称と該当する事業規約名

商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済

契 約 概 要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

■契約の引受団体・商品名称と事業規約・募集方法

- 引受団体
全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）
 - 商品名称と事業規約
商品名称：団体生命共済
事業規約：団体定期生命共済
 - 募集方法
契約は団体と当会で定めた協定書に従い、募集を行い、契約を締結します。
- 共済期間と契約の更新について
- 共済期間は2020年6月1日から2021年5月31日までです。なお、2020年6月1日発効日以外の契約についても2021年5月31日が契約満了日となります。以後の契約期間については、1年毎（6月1日～翌年5月末日）の更新となります。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。なお、事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります（注意喚起情報「規約および細則の変更について」をご覧ください。）。

■掛金と初回掛金の払込方法について

掛金は、「ファミリーサポート共済の加入コースと掛金」でご確認ください。

初回掛金は、指定の口座より口座振替（口振）となります。

■共済金受取人について

- 共済金受取人は契約者です。
1. にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1) から (5) の順位になります。なお、(2) から (5) の中では、記載の順序になります。
 - 契約者の配偶者（内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」といいます。）を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）
※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。なお、戸籍上の性別が同一である場合については、2020年4月1日以降に発効する契約より配偶者に含みます。
 - 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです。）。
 - 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (2) にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (3) にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
2. において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2. の死亡共済金受取人の順位または順序を変更すること

ができます。また、死亡共済金受取人を2. 以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

4. により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新（以下「更新」といいます。）されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとしします。
6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
7. 4. により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1. または2. に規定する順位または順序によります。

■共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ支払い、削減をすることがあります。

■ファミリーサポート共済について

- 被共済者になることができる方
発効日または更新日に、次のいずれかに該当する方
(1) 契約者（団体の構成員。以下同じです。）
(2) 契約者の配偶者
※配偶者の加入には契約者本人の加入が必要です。
 - 被共済者になることができない方
(1) 質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます。
(2) 発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方
①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務
- 割り戻し金について
- 毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします（5月末現在の有効契約が対象となります。）。

■共済金をお支払いする場合

- ＜死亡共済金・重度障害共済金＞
- 被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。
- ※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いしません。
- ※重度障がいとは、「労働者災害補償保険法施行規則」別表第一「障害等級表」の第1級、第2級および第3級の2・3・4に定めるものをいいます。

■共済金を減額してお支払いする場合

- ＜重度障害共済金＞
- 発効日または更新日（増額した場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。
- ※全員一律加入部分・集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。

■共済金の年金払いについて

- 死亡共済金または重度障害共済金等について、一時金ではなく年金形式で受け取ること（以下「年金払い」といいます。）ができます。
※年金払いができるのは、所属団体における契約に共済年金払特則が付帯されている場合に限ります。
- 年金払いによる年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）になれる方は、共済金受取人である契約者本人です。
2. にかかわらず、契約者が被共済者である契約において、契約者が死亡した場合の年金受取人になれる方は、あらかじめ次の範囲内から死亡共済金受取人として指定されている方となります。
 - 契約者の配偶者
 - 契約者の収入により生計を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - 契約者の収入により生計を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (1) から (3) まではあてはまらない契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族
※あらかじめ上記の範囲内で、契約者が指定した後、その死亡共済金受取人が上記の範囲外となった場合には、死亡共済金受取人を変更していただく必要があります。なお、その死亡共済金受取人が年金払いを選択する際に、上記の範囲外となっていた場合には、年金払いではなく一時金での受け取り（お支払い）となります。
- 年金払いのお取扱内容
 - 年金年額が24万円を下回る場合には、年金払いはお取り扱いできません。
 - 年金の種類は、確定年金です。
※確定年金は、年金開始日以降、一定の支払期間中、年金をお支払いします。なお、支払期間は、5年以上35年以下の範囲内で5年単位に設定いただきます。
 - 年金の型は、定額型（年金の額が毎年一定）です。
 - 年金のお支払方法
①年金払いの対象となる共済金のお支払日に、その全額または一部を年金

原資に充当して、この日を年金開始日とし、その後、年金開始日の年応当日ごとに年金をお支払いします（年1回受け取り）。

※年金額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率（予定利率等）で計算します。

②年金を分割して受け取ることができます。

※年2回受け取り：年金年額36万円以上、年4回受け取り：年金年額36万円以上、年6回受け取り：年金年額48万円以上である場合に限ります。

③年金受取人は、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。

※受取額は、予定利率で割引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。

(5) 年金受取人は、年金原資に充当する共済金の額、確定年金の支払期間、および年金の受取回数を変更すること、ならびに権利義務を第三者に承継させることはできません。

(6) 年金受取人が死亡された場合には、年金受取人の相続人に、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括してお支払いします。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

■クーリングオフについて

共済契約申込者は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、共済契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

■申込書および質問表の記入について

1. 加入申込書（以下「申込書」といいます。）は当会と契約を締結するもの、および質問表は健康状態などを告知いただくものとして重要です。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

※お申し込みいただく場合には、被共済者になられる方の同意を得てください。

2. 質問表（健康状態などについての質問）には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

■契約の成立と効力の発生について

当会が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生日は労働組合との協定書に定める日（契約期間開始日の午前0時）からになります。

■2回目以降の掛金払込と払込猶予期間・契約の失効

1. 口座振替（口振）は、毎月28日（取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）にご指定の口座から振り替えます。なお、掛金の払込期日は毎月の発効応当日の前日の属する月の末日です。

2. 払込期日の翌日から3ヶ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

■共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます。）。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます。）。詳しくは当会までお問い合わせください。

■規約および細則の変更について

1. 当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。

2. 1.の場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

3. 当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項）により更新します。

■共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

■詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺行為または強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

■掛金の保険料控除について

団体生命共済の掛金は生命保険料控除の対象となります。

■契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき

2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき。

^{*1}「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

^{*2}「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5. 前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1ヶ月に満たない端数日は切り捨てます。）に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

■被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは当会までお問い合わせください。

■共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1. すべての共済金	(1) 契約が解除されたとき (2) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2. 死亡を原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺したとき (2) 被共済者の犯罪行為によるとき (3) 共済金受取人の故意によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除く）など
3. 重度障がいの原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2) 被共済者の故意（自殺行為を除く）によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除く）など

■契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき

2. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき

3. 契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき

4. 被共済者が発効日または更新日に契約概要「ファミリーサポート共済について」1.被共済者になることができる方の範囲外であったとき

5. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分

6. 契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき

7. 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

■契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

1. 被共済者が死亡したとき

2. 被共済者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金が支払われた場合に限り。）

※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

■契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちに所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者が契約概要「ファミリーサポート共済について」1. 被共済者になることができる方の範囲外になったとき

■団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

■苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

■ご契約者の皆さまへ

こくみん共済 coop（当会）は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

こくみん共済 coop は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資をお願いしています（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの当会へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますのでご注意ください。

たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ファミリーサポート共済に関するご意見・ご相談

こくみん共済 coop
共済インフォメーションセンター
0120-01-6031



電機連合
福祉共済センター

こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 COOP

こくみん共済 NEWS
coop

ぜひ
HPにアクセスしてください!!

動画をご覧ください!!

電機連合福祉共済センターのホームページ

<https://kyosai.jeiou.or.jp/>

- ファミリーサポート共済の制度内容を動画でわかりやすくご案内しています。
- Q&A、その他の情報も掲載していますのでご活用ください。



iPhone/iPadの「AppStore」又はAndroid OS 端末の「Playストア」等から【COCOAR2】を検索して、バンダマークの無料アプリをダウンロードしてください。アプリを起動し、上記のスマートフォンの写真にかざすと動画をご覧になれます。
※一部機種では、電波環境、周囲の明るさ等によって、読み取りができない場合がございます。
※別途バケット通信料がかかります。ご利用状況によりバケット通信料が高額になる場合がありますので、バケット定額サービスのご利用を推奨します。

COCOAR2

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(以下、電機連合といいます)及び全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、こくみん共済 coop といいます。)は、当該共済の運営にあたって、組合員(ご契約者)が加入申込書に関する個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を、共済制度の運営に付随する業務を推進するため、共同利用させていただきます。電機連合は、当該共済の運営において入手する個人情報を、本共済の事務手続きのために使用いたします。こくみん共済 coop は受領した個人情報を各種共済契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他共済に関連・付随する業務のために使用し、また電機連合に上記目的の範囲で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き電機連合およびこくみん共済 coop においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

<こくみん共済 coop からお知らせ>

こくみん共済 coop は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coop の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、こくみん共済 coop ホームページ(<https://www.zenrosai.coop/>)をご参照ください。

表紙のキャラクターの紹介



いつまでも若々しく長生きできる「ベニクラゲ」がモチーフです。温かいハートを持ったフォルムで親しみやすいキャラクターにしました。

金融機関との約定

金融機関 御中

私(預金名義人)は、全労済から請求された金額を裏面の預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので下記預金口座振替規定を確約のうえ、依頼します(ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く)。

1. 実行(銀行・金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休日の場合は翌営業日)に預金口座から引き落としのうえお支払いください。この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から実行(銀行・金庫・組合)に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり全労済から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、実行(銀行・金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても実行(銀行・金庫・組合)の責めによる場合を除き、実行(銀行・金庫・組合)には迷惑をかけません。

(お願い) ㊦・㊧

記載内容に不備がありましたら、下記の該当項目に○印をつけて全労済へご返送くださるようお願いいたします。

金融機関ゆうちょ銀行使用欄

(不備返却事由)

- | | |
|---|----------|
| 1. 預金取引なし | 4. 印鑑不鮮明 |
| 2. 記載事項等相違
[店名、預金種目、
口座番号、口座名義] | 5. 貯蓄預金 |
| 3. 印鑑相違
(備考) | 6. その他 |

不備の場合の返送先 (㊦・㊧)

〒183-0055
東京都府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル8階
こくみん共済 coop 事務センター 口座振替係

(2019.12.570,000)